

# 岡山市道路占用料取扱要綱

(令和6年4月1日)

## 1 占用料の減免（岡山市道路占用料徴収条例（以下「条例」という。）第4条）

### （1）第1号

国又は地方公共団体が行う公共事業及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係る占用料は徴収しない。

### （2）第2号

ア．独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し又は災害復旧工事を行う鉄道施設に係る占用料は徴収しない。

イ．鉄道事業法（昭和61年法律第29号）第2条第1項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（本線、支線及び車庫等への引込線）及び同条第5項に規定する索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設（以下「鉄道等」という。）に係る占用料は、次による。

（ア）道路が鉄道等の敷地を使用する場合無償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は徴収しない。

（イ）道路が鉄道等の敷地を使用する場合有償であるときは、当該鉄道等に係る占用料は条例で定める額を徴収する。

### （3）第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件に係る占用料は徴収しない。

### （4）第4号

ア．街灯（アーチ型のものを除く。）にかかる占用料は徴収しない。

イ．農道、林道、その他の公共通路（公衆が常時道路交通の一環として通行している通路）に係る占用料は徴収しない。

ウ．駐車場法（昭和32年法律第106号）第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場に係る占用料は条例で定める額の75パーセントを減額する。

### （5）第5号

ア．占用料を徴収しない物件

（ア）道路の付属物を無償で添加している電柱又は電話柱

（イ）占用物件たる電柱又は電話柱にかけられている電線（共架電線を除く。）

（ウ）占用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱・支線

（エ）公共的団体が設置する有線放送に供する電話柱及び共架電線

（オ）公共的団体又は電気事業者（小売電気事業者及び特定卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信

事業者」という。)が設ける架空の道路縦断・横断電線(共架電線を除く。)及び各戸引込電線(ただし、認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)

- (カ) ガス・電気・電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)の各戸引き込み地下埋設管
- (キ) 公共団体が設ける水管及び下水道管
- (ク) 無料で不特定多数人に開放している公園、広場及び運動場
- (ケ) かんがい排水施設、その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (コ) カーブミラー
- (カ) くずかご、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
- (シ) 地上権等により、道路敷の権原を取得し、道路を築造した場合における当該道路敷内の占用物件。  
ただし、地上権設定の際占用料徴収を前提としている場合は、この限りではない。
- (ス) 地下街のく体内に存する公共施設である地下通路(店内通路を除く。)
- (セ) 有線テレビ(CATV)事業を行う公益法人が、その事業の用に供するために設置する電柱及びその支柱、架空の電線及び各戸引込電線
- (ソ) 占用物件たる街灯に添加する広告
- (タ) バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所
- (チ) 高齢者等の交通弱者が多数利用する施設の周辺、コミュニティー道路、遊歩道などに設置されるもので、広告の添加及び営利目的がなく、かつ、道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及びその上屋(バス事業者及びタクシー事業者が設けるものを除く。)
- (ツ) 日本放送協会の行う事業のための占用物件
- (テ) 町内会に準ずる程度の地域的まとまりを持つ団体が占用する電波障害防止のための共聴ケーブル(自営柱及びメッセンジャーワイヤーを含む。)
- (ト) 雨水又は汚水を排せつするための排水管(工場等の汚水に係る排水管を除く。)
- (ナ) 生活給水を供給するための水道管
- (ニ) 水路への蓋掛け及び法面を埋め立てした通路で、隣接地から当該道路へ出入りするため日常生活上不可欠なもの
- (ヌ) 住民自治組織(町内会、自治会)、商店街組合等の公共的団体が、自ら取り組む防犯活動において、必要が生じたため設置する防犯カメラ、及びこれに付帯する設備
- (ネ) 道路の上空に設置されている電線類を撤去し道路の地下に埋設するために、占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物件(変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。)
- (ノ) 電線類が上空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類(「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものを除く。)及びこれらと一体不可分な物

件

- (ハ) 無電柱化の推進に伴いNTTインフラネット株式会社が、占有許可を受けて地中に設ける管路等（「NTTインフラネット株式会社が所有・管理する管路等の道路占用の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第26号、国道環第102号）の記3(1)に掲げるもの）
- (ヒ) NTTコミュニケーションズ株式会社が所有・管理していた管路等について、NTTインフラネット株式会社への占有者の変更手続として、年度の途中で新規に占有許可を与えられたもの（「NTTインフラネット株式会社が所有・管理する管路等の道路占用の取扱いについて」（令和2年3月27日付け国道利第26号、国道環第102号）の記3(4)に掲げるもの）
- (フ) 町内会等が設置するゴミステーション
- (ヘ) 自主防災組織を結成し、本市に結成報告をした町内会又は自主防災組織が設置する防災資機材収納庫
- (ホ) 都市再生特別措置法施行令第17条に掲げる以下のものの設置に併せて占有主体により提案される道路維持管理への協力（占有区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合
  - ① 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
  - ② 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
  - ③ 都市再生特別措置法施行令第11条の10第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- (マ) 同一の占有者が所有する共架電線類を一条化（一束化）した場合の、主の共架電線以外の電線・ワイヤー・吊具等（電線類をまとめたものを一条で算定する）
- (ミ) 前各号に掲げる物件のほか、慣行等から占有料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件

イ. 占有料を減額する物件及びその減額率

- (ア) 民営の水道事業（専用水道事業を除く。）に係る占有物件  
条例で定める額の50%
- (イ) バス停留所標識  
条例で定める額の50%
- (ウ) 駐車場（駐車場法第17条第1項に規定する都市計画として決定された路外駐車場を除く。）及び自転車、原動機付自転車又は自動二輪車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具  
条例で定める額の50%
- (エ) 公安委員会が設ける交通信号灯又は道路標識を無償で添加している電柱又は電話柱  
条例で定める額の50%
- (オ) 電柱、電話柱、軌道柱、消火栓標識又はバス（軌道）停標識に添加された巻付広告  
条例で定める額の50%
- (カ) アークード

条例で定める額の90%

(キ) 地下街のく体内に存する公共施設である機械室、洗面所、案内所、無料休憩所、保安要員詰所等

条例で定める額の50%

(ク) 工作物等に添架する携帯電話等の小型の無線基地局（道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物の「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」に該当）1基あたり

条例で定める額の70%

(ケ) タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随するベンチ及び上屋

条例で定める額の50%

(コ) 道路法施行令（以下「政令」という。）第7条第2号に掲げる工作物の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）が行われる場合

条例で定める額の90%

(サ) 電線共同溝、キャブ等に設ける電線類（「地下に設ける電線その他の線類」として占用料を徴収するものに限る。）

条例で定める額の20%

(シ) 上記（サ）と一体不可分なもの（変圧器等の地上機器をいう。）

条例で定める額の9分の8

(ス) 沿道の飲食店等が法第33条第2項第3号に規定する利便増進誘導区域内においてテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のために設置する施設について、当該施設の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合。また、上記1（5）ア（ホ）の区域と重複する場合は、下記の減額率に関わらず占用料を免除とする。

条例で定める額の95%

(セ) 電気自動車等のための充電機器について、当該施設の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）が行われる場合

条例で定める額の90%

(ソ) 政令第16条の3に規定する災害応急対策施設等で、防災拠点駐車場内に設けられる以下のもので災害時において住民等に災害情報の伝達の用又は、物資又は電力の供給の用に供することができるもの

- ① 広告塔、通信施設、街灯その他これらに類する工作物又は看板
- ② ベンチその他これに類する工作物
- ③ 貯水槽その他これに類する施設
- ④ 太陽光発電設備及び風力発電設備
- ⑤ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
- ⑥ 備蓄倉庫等

条例で定める額の90%

(ク) 各号に掲げる物件のほか、慣行等から条例に定める額の占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件

市長が別に定める減額率

## 2. 特殊な占用物件の条例別表（第2条関係）適用

### (1) 「法第32条第1項第1号に掲げる工作物」の項

#### ア. 「第1種電柱、第2種電柱、第3種電柱」の項

(ア) 本柱が道路敷外にあり、腕木のみが道路上へ突き出しているものは占用の対象とはなるが占用料は徴収しない。

(イ) 電柱がH柱の場合は、2本として占用料の対象とする。

(ウ) ガス事業者が設ける電磁防食等のための電力引込柱については、本項を適用する。

#### イ. 「第1種電話柱、第2種電話柱、第3種電話柱」の項

(ア) 電気事業者が設ける電力保安設備（独立電話柱）については、本項を適用する。

(イ) 本柱が道路敷外にあり、腕木のみが道路上へ突き出しているものは占用の対象とはなるが占用料は徴収しない。

(ウ) 電話柱がH柱の場合は、2本として占用料の対象とする。

#### ウ. 「その他の柱類」の項

支線柱、支柱、支線、装飾灯については本項を適用する。

#### エ. 「共架電線その他上空に設ける線類」の項

電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線については本項を適用する。ただし、電線の一端を自らの占用物件たる電柱又は電話柱に設置する場合は、共架電線ではなく、占用物件たる電柱又は電話柱にかけられている電線とみなす。

自家用送電線、自家用通信線又は街頭放送のための電線類及びこれに類する線類は、本項を適用する。

#### オ. 「地下に設ける電線その他の線類」の項

電線共同溝又はキャブ等に收容される電線については、本項を適用する。

#### カ. 「共架電線その他上空に設ける線類」及び「地下に設ける電線その他の線類」の項

昭和60年4月1日の電気通信事業法の施行に伴う新規参入の第一種通信事業者が、電気通信設備その他電気通信事業に係る物件を日本電信電話株式会社又は電気事業者の所有する既設の空管路の利用や電気事業者の保安通信線の芯線譲渡等により共同收容する場合の占用料については、「共架電線その他上空に設ける線類」又は「地下に設ける電線その他の線類」として徴収する。

#### キ. 「路上に設ける変圧器」の項

路上に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。

#### ク. 「地下に設ける変圧器」の項

地下に設ける開閉器、低圧分岐装置、高圧キャビネット等については、本項を適用する。

ケ. 「変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所」の項

ガス事業者が地上に設けるガス整圧塔，工作物等に添加する携帯電話等の小型の無線基地局，その他これに類する小型の無線基地局及び光アクセス装置については，本項を適用する。

コ. 「その他のもの」の項

バス待合所，時刻表示板，非常用救助袋固定環（1対で1㎡とする。），家屋，門，囲障等に類する工作物及び石碑，民地に設ける広告のための照明灯（1個1㎡とする。）等については本項を適用する。

(2) 「法第32条第1項第2号に掲げる物件」の項

ア. 洞道又は共同管についてはその外径により本項を適用し，洞道又は共同管内の各事業者の管類については占用料を徴収しない。ただし，洞道又は共同管の所有者が占用料を徴収されない事業者である場合には，洞道又は共同管についての占用料は徴収せず，当該洞道又は共同管内の占用料を徴収されるべき事業者の管類について占用料を徴収する。

イ. 管路でコンクリート巻き等により外形上一体構造とされているものについては，一の管路とみなし，その垂直投影幅を外径として占用料を徴収する。またそれ以外の管路については，1本毎の管路の外径により占用料を徴収する。

ウ. マンホールハンドホールについては占用料は徴収せず，中に設置されている1本毎の管路について，その外径により占用料を徴収する。

エ. 自家用専用水道(工事等に設けられた専用水管をいい，下水管を含む。)は本項を適用する。

オ. 熱供給管路，都市廃棄物管路及び石油管については本項を適用する。

(3) 「法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設」の項

ア. 鉱石運搬のための索道及びその保安施設については，本項を適用する。

イ. 日覆い，雨よけについては本項を適用する。

(4) 「法第32条第1項第5号に掲げる施設」の項

「その他のもの」の項

地下駐車場，通路（上空又は地下に設けるもの以外のもの）及びベルトコンベアについては，本項を適用する。

(5) 「法第32条第1項第6号に掲げる施設」の項

コインロッカー，靴磨き及び新聞売りについては，本項を適用する。

(6) 「政令第7条第1号に掲げる物件」の項

ア. 「看板」の項

ショーウィンドウ及びサインポールについては，本項を適用する。

イ. 「標識」の項

商店・会社・商品名を表示せず，理容所，クリーニング所等の業種を示すマーク及び工場，寮等への道程を示す案内板については本項を適用する。

ウ. 「アーチ」の項

アーチ型の街灯については、本項を適用する。

### 3. その他

- (1) 占有者以外の者が占有物件に新たな物件を添加した場合及び占有者が自己の占有物に占有目的の物件を新たに添加した場合には、当該物件について条例別表（第2条関係）に定める占有料を徴収する。ただし、各戸引込線については、占有料を免除する。
- (2) 占有料の額が月額で定められているものの月の計算は、民法第143条の規定による。
- (3) 占有数量が0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満となった場合又は占有料の額の全額が1円未満である場合は、占有料は発生しない。